



平成 29 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 イメージ情報開発株式会社

代表者名 代表取締役社長 代永 衛
(コード番号 3803)

問 合 せ 先 常務取締役経営管理室長 佐藤 将夫
(TEL:03-5217-7811)

(変更)「会社分割による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」の一部変更について

当社は、平成29年3月23日に「会社分割による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」を開示いたし、新商号について「イメージ情報B I 株式会社」とすることを平成29年4月27日に公表いたしましたが、本日開催の取締役会で現在の「イメージ情報開発株式会社」の商号を継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、これに伴いまして、平成29年4月27日に公表いたしました定款変更の記載に一部修正を行いますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 商号（現行に変更はありません）

イメージ情報開発株式会社（英文：Image Information Inc.）

2. 商号を継続する理由

当社は、昭和50年創業であり、永年『イメージ情報開発』の商号で、多くの企業と取引を行ってまいりました。当商号は定着しており、今後推し進める、革新著しいITを駆使した新機能やサービスを統合し、新しいビジネスモデル（業態）を創出するにあたり、今般新設分割する子会社を含め、『イメージ情報開発グループ』を形成してまいります。

このため、持株会社の現行商号を継続することで、ステイクホルダーの皆様から、グループ全体の理解度を得やすいと判断いたしました。

3. 新設分割会社の商号

イメージ情報システム株式会社（英文：Image Information System Inc.）

※イメージ情報システム株式会社は平成29年10月2日設立予定

4. 定款変更の内容

(1) 修正後

(下線は変更箇所を、 は修正箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商 号) 第1条 当会社は、イメージ情報開発株式会社と称し、英文では、Image Information Inc.と表示する。	(商 号) 第1条 <現行どおり>
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと <u>並びに</u> <u>次の事業を行う会社、組合その他これに準</u> <u>する法人等の株式又は持分を所有すること</u> <u>により、当該会社等の事業活動を支配又は</u> <u>管理することを目的とする。</u>
1. ビジネス戦略の立案・コンサルティング および情報システムの設計・開発・保守 2. 情報処理の受託・運営代行および附帯するファイナンスサービス 3. 情報システムおよび関連する機器材の輸入・販売・保守 4. 情報処理機器および部品の製造・販売 5. 電気工事および電気通信工事業 6. 情報関連の出版・通信サービスおよび教育・セミナーの開催 7. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理店業務 8. 労働者派遣事業 9. 知的所有権（特許権、実用新案権等）の使用、利用許諾、売買、賃貸借、維持および管理ならびにそれらを通じた事業の企画・立案 10. 動産賃貸 11. 不動産賃貸 12. 前各号に附帯する一切の業務	1. ~ 12. <現行どおり>
第3条～第18条 <条文省略>	第3条～第18条 <現行どおり>
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 <第1項～第3項は現行どおり>

<p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>4. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠取締役を選任することができる。</p>
<p>第20条～第27条 <条文省略></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、<u>当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任</u>につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第20条～第27条 <現行どおり></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <第1項は現行どおり></p> <p>2. 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、<u>会社法427条第1項に基づき</u>善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第29条 <条文省略></p> <p>(員 数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、<u>4名</u>以内とする。</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第29条 <現行どおり></p> <p>(員 数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、<u>10名</u>以内とする。</p> <p>第31条 <第1項、第2項は現行どおり></p> <p>3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠く</p>

	<p><u>こととなる場合に備え、株主総会において 補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>第32条～第37条 <現行どおり></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、<u>当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任</u>につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第39条～第43条 <現行どおり></p>
--	--

(2) 修正前

(下線は変更箇所を、 は修正箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当会社は、 <u>イメージ情報開発株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Image Information Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当会社は、 <u>イメージ情報B I 株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Image Information B I Inc.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと <u>並びに</u> 次の事業を行う会社、組合その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。
1. ビジネス戦略の立案・コンサルティング および情報システムの設計・開発・保守 2. 情報処理の受託・運営代行および附帯するファイナンスサービス 3. 情報システムおよび関連する機器材の輸入・販売・保守 4. 情報処理機器および部品の製造・販売 5. 電気工事および電気通信工事業 6. 情報関連の出版・通信サービスおよび教育・セミナーの開催 7. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理店業務 8. 労働者派遣事業 9. 知的所有権（特許権、実用新案権等）の使用、利用許諾、売買、賃貸借、維持および管理ならびにそれらを通じた事業の企画・立案 10. 動産賃貸 11. 不動産賃貸 12. 前各号に附帯する一切の業務	1. ~12. <現行どおり>
第3条～第18条 <条文省略>	第3条～第18条 <現行どおり>
第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使する	第19条 <第1項～第3項は現行どおり>

<p>ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p><u>4. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠取締役を選任することができる。</u></p>
<p>第20条～第27条 <条文省略></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の</u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第20条～第27条 <現行どおり></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <第1項は現行どおり></p>
<p>第29条 <条文省略></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第29条 <現行どおり></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第31条 <第1項、第2項は現行どおり></p> <p><u>3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において</u></p>

	<u>補欠監査役を選任することができる。</u>
第32条～第37条 <条文省略> (監査役の責任免除) 第38条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、 <u>社外監査役</u> との間で、 <u>当該社外監査役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第32条～第37条 <現行どおり> (監査役の責任免除) 第38条 <第1項は現行どおり> 2. 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、 <u>会社法427条第1項に基づき</u> 善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第39条～第43条 <条文省略>	第39条～第43条 <現行どおり> <u>附 則</u> <u>第1条 第1条（商号）及び第2条（目的）</u> の変更については、平成29年6月28日開催予定の定時株主総会に付議される新設分割計画の承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。 <u>第2条 附則第1条及び本条は、前条に係る定款変更の効力発生後に削除する。</u>

5. その他

定款変更の理由及び日程については変更ありません。

以 上